

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、企画財政局財務部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年5月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年5月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、企画財政局財務部において、平成26年度(平成27年3月末日まで)、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 財務課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(2) 管財課

- ア 各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 契約課

- ア 各事業の需用費(消耗品費)の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 用品調達基金の運用管理に関する事務

(4) 公共建築課

- ア 需用費(消耗品費)の支出に関する事務
- イ 委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

管財課の各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務、各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア 第1別館4階休憩室修繕及び第1別館4階喫煙室修繕について、隣接した箇所の修繕であり契約期間も同一であるが、それぞれの見積合せを同日に実施し、同じ業者と契約していた。

イ 庁舎第1駐車場修繕及び庁舎第2駐車場外周柵修繕について、修繕箇所は

異なるものの契約期間は同一であり、同一の選定業者による見積合せを同日に実施していた。

ウ 本庁舎自家発電設備修繕ほか1件について、設計書の内容と仕様書の内容の相違や見積合せを行った業者間の見積書の内容の相違が見られた。

エ 空調設備保守業務委託ほか8件において、契約書頭書中、誤字、脱字や貼付されている収入印紙の税額誤り、契約書約款中、引用条項の記載誤りなど、契約書類に誤りが散見された。

オ 本庁舎エレベーター保守業務委託において、見積書に記載された点検すべき項目が、契約書約款では一部記載漏れがあるにもかかわらず、見積書の金額で契約を締結していた。

カ 本庁舎設備管理業務委託ほか1件において、水質検査の項目数が設計書及び支払内訳書と仕様書で相違していた。

これらのことは、契約事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、関係書類の記載内容の精査・確認はもとより、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

また、発注する業務の内容に応じて、効率性、経済性の面から精査するとともに、業者選定については、特定の者に偏らないよう、競争性、公平性、透明性を確保し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

財務課の各事業の委託料の支出に関する事務、各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア 平成26年度財務会計オンラインシステム運用保守業務委託ほか2件において、契約書頭書の消費税率の記載誤りや押印されている印紙税額の誤り、約款の違約金利率や引用条項の記載誤りなど、契約書類に誤りが散見された。

イ 財政パンフレット等作成業務委託において、受注者選定のため3者から徴

した見積書のうち、1者の内容が仕様書と一部相違していたにもかかわらず、契約の相手方を選定していた。

ウ 財務会計オンラインシステム・統合文書管理システム賃貸借契約(再リース分)ほか1件において、契約締結に当たり徴した見積書及び支払いの際に提出された請求書の日付が、消せるボールペンで記載されている事例が散見された。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識するとともに、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容について、精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう注意する。

(3) 企画財政局財務部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

4 意見

平成24年10月に実施した前回の定期監査において、財務部に対し、財務・契約事務に関する庁内の指導的立場にあることを改めて自覚し、全庁的に不適切な事務処理防止の徹底に取り組みられるよう要望しており、市においても財務部長通知等により、契約事務の適正執行についての周知が行われている。

これらの注意喚起にもかかわらず、今回の定期監査においても、財務部の契約事務に不適切な事例が散見されたことは遺憾と言わざるを得ない。

また、「委託料の契約に関する事務」について、「仕様書の作成から契約締結までに関する事務」を全課共通調査項目として、平成26年度から重点的に監査を行っているところであるが、依然として契約事務における不適切な事務処理が散見され、一向に改善がなされていない。このことは、これまでの契約事務の適正執行に向けた取組が、不十分であることを示している。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意志を確認する行為であり、契約相手方の選定から合意内容を記録するための契約書の作成、履行確認まで、事業実施に当たり、契約に関する事務は非常に重要である。

財務部は、市における財務・契約事務に関する指導的立場にあるという自覚のもと、これまでの取組について検証することなどにより、契約事務の適正執行に

向けて、より実効性のある対策について検討されたい。